

地域計画 第3回「協議の場」及び 中山間地域等直接支払制度次期対策説明会を開催します

地域計画とは、地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくための、地域農業の将来の在り方の計画です。（詳しくは裏面の説明をご覧ください）

また、中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動が継続されるよう支援する制度です。

地域計画の策定に向けた3回目となる「協議の場」及び中山間地域等直接支払制度の次期対策説明会を下記のとおり開催します。

地域農業を支える重要な計画や制度となりますので、ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

■ 内容

- ・ 地域計画について
地区ごとの話し合い結果の取りまとめについて
目標地図の取りまとめについて
今後のスケジュールについて
- ・ 中山間地域等直接支払制度次期対策について
- ・ その他

■ 参集者

農業者、中山間地域等直接支払制度の集落協定代表者および役員、認定農業者、関係機関等、どなたでもご参加いただけます。

■ 日程

市内6会場で開催します。都合のよい実施日にご参加ください。

日時	場所	参集地区の目安
10/22（火） 18:30～	赤泊総合文化会館 3階 多目的ホール	赤泊
10/23（水） 18:30～	羽茂農村環境改善センター 多目的ホール	小木・羽茂
10/29（火） 18:30～	金井コミュニティセンター ホール	金井・新穂・畑野
10/30（水） 18:30～	アミューズメント佐渡 小ホール	佐和田・真野
10/31（木） 18:30～	佐渡島開発総合センター 3階 大集会室	両津
11/1（金） 18:30～	あいかわ開発総合センター 大集会室	相川

【問い合わせ先】

佐渡市農林水産部 農業政策課

地域計画について 農業企画係

中山間地域等直接支払制度について 生産振興係

電話 0259-63-5117 メール nousei@city.sado.niigata.jp

令和7年3月までに「地域計画」を策定します

地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくためには、
継続した話し合いが重要です

■地域計画とは？

農地の集積・集約化を進め経営の効率化を図り、地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、地域農業の将来の在り方、地域の課題や方針、目標地図を取りまとめた計画です。

市では、令和7年3月末までに地域計画を策定します。

■目標地図とは？

1筆ごとに、農業を担う者（認定農業者、兼業農家、中小規模農家、農作業受託組織等）の、10年後の農地利用の姿を示した地図です。

■地域計画策定方法

地域計画を作るためには、地域の皆様の話し合いが必要となります。

中山間地域等直接支払制度の集落協定を中心に地域計画における話し合いを行い、その結果を集約し地域計画・目標地図の策定を進めております。

また、集落協定の締結されていない地域（人・農地プランのエリアに入っていない地域）においても可能なところから、話し合いの実施をお願いしたいと考えております。

■農地の権利移動

これまでの『相対契約による権利移動』は令和7年4月以降できなくなります。ただし、現在、相対契約しているものは契約期間が終わるまで有効です。

【令和7年4月以降の権利移動の手法】

①『農地中間管理機構（農地バンク）を利用した契約手続き』

②『農地法第3条を利用した契約手続き』

の2つとなります。

※①の農地中間管理機構を利用する場合は、地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体に対し、目標地図に基づき権利設定を行います。